

実践型地域雇用創造事業に係る企画書作成のための仕様書

1 件名 平成29年度実践型地域雇用創造事業（第2次募集）

2 事業の趣旨・概要

地域の雇用失業情勢は、地域ごとに異なる産業構造や地理的な要因など、それぞれの地域が有する様々な特性によるものであり、各地域において効果的に雇用創出を図るためには、これらの特性を踏まえた地域の関係者の創意工夫や発想を活かした対策を実施する必要がある。

このため、実践型地域雇用創造事業（以下「実践事業」という。）は、地方公共団体の産業振興施策や各府省の地域再生関連施策等との連携の下に、市町村が設置した当該地域の経済団体等の関係者から構成される地域雇用創造協議会（以下「協議会」という。）が提案した雇用対策に係る事業構想の中から、「雇用創造効果が高いと認められるもの」や「波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が高く地域の産業及び経済の活性化等に資すると認められるもの」を選抜し、当該協議会に対しその事業の実施を委託する。

※ 実践事業は、地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）（以下「地域法」という。）に定める事業である。

3 事業の対象地域

地域法に規定する同意自発雇用創造地域を対象とする。

同意自発雇用創造地域となるには、以下のいずれの要件も満たす地域が、実践事業の実施までに、地域法に規定する地域雇用創造計画（以下「創造計画」という。）を策定し、都道府県労働局長の同意を受ける必要がある。

(1) 一又は二以上の市町村（特別区を含む。）であること。

二以上の市町村（以下「広域」という。）とするときは、原則として隣接した市町村からなる区域とすること（都道府県の参加も可）。

(2) 以下のいずれかを満たすこと。なお、当該要件の詳細については、都道府県労働局（以下「労働局」という。）に問い合わせること。

ア 最近3年間又は1年間の応募市町村における一般又は常用有効求人倍率（※1）が全国平均（全国平均が1倍以上の時は1、0.67倍未満の時は0.67）以下であること。

イ 次の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当すること。

（ア）最近3年間又は1年間の応募市町村における一般又は常用有効求人倍率（※1）が1倍未満であること。

(イ) 応募市町村における最近5年間の人口減少率(※2)が全国における最近5年間の人口減少率(※2)以上であること。

(ウ) 応募市町村が「まち・ひと・しごとの創生に関する地方版総合戦略」を策定していること。

※1 一般又は常用有効求人倍率については、第1次募集では暦年の数字で、第2次募集では年度の数値で判断する。また、市町村別の一般有効求人倍率は、季節を除く数値とする。

※2 bに掲げる人口(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき住民基本台帳に記録されている住民の数をいう。以下この注意書きにおいて同じ。)からaに掲げる人口を控除して得た人口をbに掲げる人口で除して得た数値。

a 公表された最近の1月1日の人口

b aが公表された日の5年前の日の属する年の1月1日(公表された日の5年前の日の属する年が平成25年以前であるときは、5年前の日の属する年の3月31日)の人口

(3) 地域の関係者が、その地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野及び当該分野における創意工夫を生かした雇用機会の創出(以下「雇用創造」という。)の方策について検討するための協議会を設置しており、かつ、該当市町村が雇用創造に資する措置を自ら講じ又は講ずることとしていること。

なお、協議会は以下のいずれの要件も満たすものとする。

ア 協議会の構成員には、以下の者を含めること。

(ア) 対象地域内の全ての市町村

(イ) 対象地域内で活動する経済団体(商工会議所、商工会、中小企業団体、商店街振興組合、農業協同組合等)

(ウ) 必要に応じその他の地域関係者(労働組合、金融機関(※3)等)、都道府県、有識者等

※3 「実践型地域雇用創造事業関連融資制度」を活用する場合は、協議会の構成員に金融機関を含めることが必要。

イ 協議会は、以下の組織を有すること。

なお、協議会は法人格を要せず、いわゆる権利能力なき社団で差し支えない。

(ア) 代表

(イ) 総会等の意思決定機関

(ウ) 事務局(会計責任者を置くものとする。)

(エ) 業務を監査する者

ウ 協議会の運営について、規約及び会計事務の適切な取扱いに係る規程が整備されていること。

4 事業の実施主体

(1) 協議会への委託

実践事業については、より現場に近い立場で地域経済の活性化と地域雇用の創造に責任をもって取り組む行政主体である市町村と地域の経済・雇用を担う立場の地域の経済界とが一致協力して地域の雇用創造に取り組むことが効果的であり、国の委託事業として相応しいと考えるため、事業の委託先は原則として協議会とする。

ただし、「協議会から民間団体等への事業の一部に係る再委託」及び「国から協議会以外の団体への事業の一部に係る直接委託」は以下の場合において可能とする。

なお、事業実施全体に係る管理主体はあくまでも協議会であり、協議会から事業の一部を民間団体等へ再委託することはもとより、国から民間団体等に直接委託を行う場合についても、協議会は、これらの民間団体等による事業の実施状況・経理状況等を随時把握し、より効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業評価等についても協議会が責任をもって行うこととする。

(2) 協議会から民間団体等への事業の一部に係る再委託

協議会は委託費の経理、国との連絡調整等に係る事務以外の事業の一部を再委託事業者に再委託することができる。なお、再委託可能な範囲は、委託契約金額の原則2分の1未満とする。

また、再委託事業者が事業の一部又は全部を再々委託することは不可とする。

なお、事業の再委託に当たっては、実践型地域雇用創造事業委託要綱に基づき、あらかじめ国による承認を受ける必要があるので留意すること。再委託事業者を選定するためには、会計法第29条の3第1項に規定する競争に準じた手続を行う必要があり、同条第4項又は第5項に規定する随意契約に準じた手続を行う場合には、実施理由と相手方の選定理由を明確にすること。

(3) 国から協議会以外の団体への事業の一部に係る直接委託

創造計画において、当該創造計画に係る事業の実施主体として協議会以外の団体が指定されている場合であって、以下の要件に照らして適当と認められるときは、国は、適当と認める範囲内において、事業の一部を当該団体に直接委託するものとする。

ア 当該団体が協議会の構成員であり、かつ、法人格を有する団体であること。

イ 類似の事業における経験、実績、実施体制等からみて、当該団体が事業を行うことにより、一層効率的、効果的に実施できるものであること。

ウ 当該団体において、適切な事業実施体制が整備されていること。

エ 協議会において、当該団体の適切な事業実施を確保するための管理体制が整備されていること。

また、ア～エの要件に照らして、適当と認められた協議会以外の団体が再委託を行う場合は、(2)によるとともに、イ～エを満たす必要がある。この場合、協議会と

当該団体との再委託契約は単年度単位で締結することを原則とするが、特別な理由がある場合は複数年度契約も可とする。

5 事業構想提案書作成上の留意事項

事業構想提案書の作成に当たっては、以下を参照の上、様式第1号「事業構想提案書」を参考に作成すること。

(1) 事業の基本的考え方

実践事業は、市町村や経済団体その他の地域関係者等が創意工夫を活かして実施する地域の雇用機会の拡大、人材の育成、求職者の就職促進、雇用創出等の雇用対策を支援する事業であり、地域自らが雇用創造に係る地域重点分野を明確にし、当該分野における地域の産業及び経済の活性化その他の雇用創造に資する取組と事業に必要な人材を直接雇い入れ、波及的に雇用機会を創出することを一体的に実施することにより、雇用創造効果をさらに高めることが重要である。

また、実践事業終了後においても、その成果と蓄積されたノウハウを生かし、自立的な雇用創造の取組を実施していくことが強く望まれている。

具体的な事業の例を以下に示すが、これらはいくまでも例示であり、地域関係者の創意工夫により、地域それぞれの経営戦略や人材ニーズを踏まえた独創的な事業の実施が可能となるものである。

なお、実践事業は、労働保険特別会計雇用勘定における雇用安定事業又は能力開発事業として行うものであることから、その趣旨に適さない事業を行うことはできないので留意すること。

したがって、地域内における求職者（①地域内在住の求職者（在職求職者、創業希望者を含む。）及び②地域外在住の求職者で当該地域内での就職（創業を含む。）を希望している者。求職の意思のない者・スキルアップ目的の在職者は除く。以下「地域求職者」という。）の就職促進や創業に直接、かつ、高い効果が見込まれる雇用対策としての事業内容を設定する必要がある。

また、実践事業の対象に含まれない事業については、以下6（3）「委託費で措置しない経費」を参照すること。

(2) 事業内容の例

事業内容については、雇用拡大メニュー、人材育成メニュー、就職促進メニュー（以下「基本メニュー」という。）及び雇用創出実践メニュー（以下「実践メニュー」という。）の4メニューで構成される。

なお、事業の提案に当たっては、基本メニューのみの構成も可とするが、雇用拡大メニュー、人材育成メニュー、就職促進メニューの3メニューは全てを実施する必要があるので留意すること。

【基本メニュー】

- ア 雇用拡大メニュー（事業主（その従業員、創業希望者を含む。）を対象）
新規創業、新分野への進出、事業の拡大など地域における雇用機会の拡大を図るための取組
- (ア) 地域重点分野に関連した創業や事業拡大による雇用創出に必要な技術・ノウハウを提供するセミナー（先進的成功事例の紹介等を含む。）
 - (イ) 事業拡大に伴う労務管理、若年者の職場定着促進、魅力ある職場づくり、資金調達手法などの経営ノウハウを提供するセミナー
 - (ウ) 事業拡大に必要な中核的又は専門的人材の確保の手法等についてのセミナー
 - (エ) 実践メニューで開発された成果物のノウハウを提供するセミナー（実践メニューを実施する場合は必須。） 等
- ※ 特定の事業所や創業希望者を対象としたセミナーは、認められないので留意すること。

- イ 人材育成メニュー（原則として地域求職者を対象）
地域の人材ニーズ等を踏まえた地域求職者の能力開発や人材育成を図るための取組
- (ア) 地域求職者に対するスキルアップセミナー・職場体験（地域内企業、求職者等のニーズ、シーズに合った就職等に有益なもの）
 - (イ) 地域求職者の創業手法に関するセミナー
 - (ウ) 管理職やその他の戦略人材を育成するための専門的な知識・技能の付与や向上を目的とするセミナー 等

- ウ 就職促進メニュー（原則として地域求職者を対象）
地域における就職促進等を図るための地域求職者への情報提供等の取組
- (ア) セミナー・講習等に関する情報収集・提供
 - (イ) 人材受入情報等の収集・提供、合同就職セミナー・面接会等の開催
 - (ウ) U・I・J ターン就職希望者に対する情報提供 等

【実践メニュー】

エ 雇用創出実践メニュー

地域における資源等を活用し、地域の産業及び経済の活性化等に資する事業を実施し、事業で得たノウハウや成果物を地域に公開することにより、地域の事業所の新たな事業展開や地域求職者の創業等により雇用機会を創出する取組

- (ア) 地域ブランド商品を開発し販路開拓を行う事業
- (イ) 旅行商品開発や観光誘客事業
- (ウ) 企業間・産業間の連携を促進するための事業 等

なお、実践メニューの対象となる事業は、以下の a～f のいずれにも該当するも

のとする。

- a 地域重点分野で地域の特性等を活かして実施するものであること。
- b 事業を実施することにより、波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれるものであること。
- c 事業の実施による直接的な収益を見込むものでないこと（委託事業の実施期間中は収益を得ることはできない。なお、「委託事業の実施期間中」とは、協議会については実践事業終了までを指し、再委託事業者については協議会との再委託契約期間終了までを指す。仮に実施期間中に収益があった場合は、国庫に返還することになるので、留意すること。）
- d 協議会又は協議会の構成員が従来から実施している取組を代用するものでないこと。
- e 国、都道府県等から別途、補助金、委託費等の支給を受けているものでないこと。
- f 特定の者に利益を与えることを目的とするものでないこと。

(3) 事業実施体制

ア 事業推進員の配置

実践事業の企画・実施並びに関係行政機関及び関係団体等との連絡調整に当たる者として、事業推進員を配置することができる。

事業推進員は、協議会が事業を企画・実施するに当たり必要な知識、経験等を有すると認められる者であること。事業推進員の職務としては、以下のものが挙げられる。

- (ア) 事業の企画・実施に係る事務
- (イ) 事業の実施状況の確認
- (ウ) 事業の実施結果の取りまとめ
- (エ) 事業実施に係る関係行政機関及び関係団体等との連絡調整
- (オ) その他、事業の実施に当たり必要な業務

イ 実践支援員の配置

実践メニューにより地域資源等を活用し、地域の産業及び経済の活性化等に資する事業に当たる者として実践支援員を配置することができる。

実践支援員は協議会又は協議会より事業の一部を再委託された民間団体等（以下「再委託事業者」という。）が、事業に従事させるために雇い入れた地域求職者及びその他の労働者に分けられ、実践支援員の総数の半数以上は地域求職者（以下「対象労働者」という。）であることが必要である。

（実践支援員＝地域求職者（＝対象労働者）＋その他の労働者）

なお、実践支援員が従事することができる業務は、実践メニューに直接関係する

業務に限られ、事業推進員が行う事務局業務を行うことはできず、他の業務に従事していることが判明した場合は、原則として事業を中止し、支払った委託費の返還を求めることになるので留意すること。

ウ 事業推進員、実践支援員の募集

事業推進員、実践支援員の募集に当たっては、広く募集の公開を図るため公共職業安定所への求人申込みを原則とする。特別な理由がある場合には、文書による募集又は直接募集等の方法によることができるが、その場合には、理由を明確にしておくこと。

エ 民間団体等からの出向者の受入れ

協議会は、民間団体等から出向者を受け入れることにより事業を実施することができる。出向は在籍型と移籍型の双方の形態により受け入れることができるが、協議会と出向者は雇用契約を締結する必要がある。また、出向者に委託費から支給する賃金は、実践事業に従事した期間等のみが対象となり、出向元団体等の業務に従事した期間等は対象とならない。なお、出向者は対象労働者とならないので留意すること。（5（3）イ参照）

オ 事業推進員、対象労働者の要件

事業推進員は、1週間の所定労働時間が概ね40時間の労働者のほか、予算の範囲内において1週間の所定労働時間が20時間以上の短時間労働者も可とする。

対象労働者は、1週間の所定労働時間が概ね40時間の労働者又は再委託事業者に雇用される通常の労働者と1週間の所定労働時間が同じ労働者とする。

カ 事業推進員、対象労働者との雇用契約

協議会は、事業推進員と1年以上の有期雇用契約又は期間の定めのない雇用契約を締結することができる。

また、協議会又は再委託事業者は、対象労働者と1年以上の有期雇用契約を締結するものとする。ただし、協議会又は再委託事業者が対象労働者を、委託事業の終了後、自社の業務に従事させる労働者として継続して雇用することが見込まれる場合は、期間の定めのない雇用契約を締結することができる。対象労働者の安定した雇用を確保する観点から、再委託事業者と対象労働者の契約は、期間の定めのないものであることが望ましい。

キ 事業推進員、対象労働者の確認

協議会は、事業を開始するまでに事業推進員及び対象労働者を含む実践支援員を雇い入れる必要がある（再委託の場合は、再委託業者が対象労働者を含む実践支援

員を雇い入れる。)

なお、対象労働者の雇入れ状況等の確認は、適宜報告を求めるほか、中間評価に係る3月末、6月末時点までのアウトカム等実績報告により行う。5(3)イの要件(以下「雇入れ要件」という。)を満たさないことが判明し、状況の改善が望めない場合は、原則として事業を中止することとなるので留意すること。

ク 対象労働者の解雇

協議会又は再委託事業者が、対象労働者を解雇(対象労働者の責めに帰すべき理由による場合を除く。)した場合、原則として事業を中止することとなるので留意すること。

ケ 対象労働者の再雇入れ

協議会又は再委託事業者は、対象労働者の雇入れ要件を満たさないことになった場合、又は対象労働者の再就職等(創業を含む。)で欠員となった場合には、新たに地域求職者を対象労働者として雇い入れることができる。ただし、雇入れは速やかに行う必要がある。

(4) 事業目標の設定

実践事業の実施により生じ得る雇用創造効果について、具体的な数値目標を設定すること。目標の設定に当たっては、地域における産業・経済の動向や、労働市場の状況等を踏まえて、合理性の認められる範囲で、定量的に記載すること。

アウトプット及びアウトカムの定義は以下の他、別紙「アウトプット・アウトカム実績の計上に当たっての留意事項」を参照すること。

なお、アウトカム1人当たりの雇用に要する経費が少なく、事業利用者の就職に結びつく可能性が高いなど、費用対効果が高く効率的である方が評価され、1人当たりの経費が150万円を超えると失格となるので留意すること。

【アウトプット指標】

- ア 雇用拡大メニュー(事業主(その従業員、創業希望者を含む)を対象とする事業)
事業を利用した事業所の数、創業を希望している者の人数(単位:社)
- イ 人材育成・就職促進メニュー(原則として地域求職者を対象とする事業)
事業を利用した地域求職者の人数、創業希望者の人数(単位:人)

【アウトカム指標】

- ア 雇用拡大メニュー
事業を利用した事業所が、事業効果により雇用した人数又は創業者数(単位:人)
- イ 人材育成・就職促進メニュー
事業を利用する地域求職者の就職者数又は創業者数(単位:人)

ウ 雇用創出実践メニュー

協議会で雇い入れた実践支援員のうち対象労働者の人数

対象労働者が退職の上、事業実施により習得したノウハウを生かし創業（就職）した人数（単位：人）

6 事業構想必要経費概算等作成上の留意事項

必要経費の概算については、以下を参照の上、様式第2号「事業構想必要経費概算、年度別契約額と割合確認」を参考に、事業の実施を希望する期間全体での予定額及び年度ごとの予定額を記載すること。

積算を作成するに当たっては、調達方法、金額等適正なものとし、効率的な経費の使われ方となるよう留意すること。

(1) 事業規模等

実践事業の実施に係る委託費は、1地域当たり各年度2億円を上限とする。ただし、広域で事業構想を策定した地域（市町村合併が予定されている市町村のみの場合は除く。）にあっては、1地域当たり各年度2億5千万円を上限とする。

(2) 委託費で措置する経費

委託費で措置する経費は、管理費及び基本メニューの経費から構成される基本経費（以下「基本経費」という。）と実践メニューの経費（以下「実践経費」という。）を指す。

ア 管理費及び基本メニューに係る経費（基本経費）

基本経費は年度毎の委託費総額（消費税を除く。）の3割以上とする。

基本経費は、主に以下のようなものを想定している。

(ア) 管理費

委託費総額（消費税を除く。）の3割以内とする。

a 事業推進員に係る経費

総額の上限については、年度毎に2,000万円又は委託費総額(消費税を除く。)の2割のいずれか低い方とする。

事業推進員の賃金、通勤手当、超過勤務手当等を対象とする。

賃金の単価は、国や地域の地方公共団体、民間団体等の水準を参考に、業務の内容に応じて常識を超えない範囲で設定すること。

また、住居手当、期末・勤勉手当、退職引当金等は対象とならないので留意すること。積算に当たっては、自治体の給与規程等、人件費の根拠について示すとともに、諸税及び負担金に係る料率については、以下の統一した率を用いること。

(社会保険料等)

- | | |
|---------------------|-------------|
| ・健康保険料 | 50/1,000 |
| ・介護保険料 (必要な場合のみ) | 7.90/1,000 |
| ・子ども・子育て拠出金 | 2.0/1,000 |
| ・厚生年金保険料 | 91.50/1,000 |
| ・雇用保険料 | 7/1,000 |
| ・労災保険料 | 3/1,000 |
| ・石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金 | 0.02/1,000 |
- b 通話料、ファックス通信料、光熱水料等
- c 実践事業の実施に係る協議会の開催費 (協議会構成員以外の出席謝金、旅費、会場借料、会議費等)

(イ) 雇用拡大メニュー関係

(事業主 (その従業員、創業希望者を含む。)) を対象とするセミナー等に係る経費)

- セミナー等の講師謝金、旅費
- セミナー等の周知に関する経費 (ポスター、パンフレットの作成、広告費)
- セミナー等の開催経費 (会場借料、案内状・資料等作成費等)
- 実践メニューで開発された成果物のノウハウ提供に係る経費 (会場借料、広報費等)

(ウ) 人材育成メニュー関係

(原則として地域求職者を対象とするセミナー等に係る経費)

- 企業、教育機関等に対するセミナー等委託費
- 企業、教育機関等でのセミナー等受講者旅費、傷害・損害保険料
- セミナー等の講師の謝金、旅費
- セミナー等の教材費
- セミナー等の周知に関する経費 (ポスター、パンフレットの作成、広告費)

(エ) 就職促進メニュー関係

(原則として地域求職者を対象とする事業に係る経費)

基本経費中の事業費総額 (消費税を除く。) の1割以内とする。

- 合同就職セミナー等の開催経費
- 講師等の謝金等
- ホームページ作成・運営費

イ 雇用創出実践メニューに係る経費 (実践経費)

実践経費における人件費割合 (消費税を除く。) が5割以上とする。

実践経費は、主に以下のようなものを想定している。

(ア) 雇用創出実践メニュー関係

a 実践支援員に係る経費

実践メニューの事業に従事する実践支援員の賃金、通勤手当、超過勤務手当等を対象とする。賃金の単価は、国や地域の地方公共団体、民間団体等の水準を参考に、業務の内容に応じて常識を超えない範囲で設定すること。また、住居手当、期末・勤勉手当、退職金引当金等は対象とならない。

なお、賃金は労働の実働に応じて支払う対価であるので、事業の実施に必要な業務量を超えて実践支援員を雇い入れ、実践支援員が事業に従事しない期間等がある場合には、当該期間等に係る賃金は委託費の対象とならないので、留意すること。

また、再委託事業者が実践支援員として出向等させている労働者を実践メニュー以外の業務に従事させる場合は、当該労働者が実践メニューに従事した期間等に応じて賃金を支給するものとする。積算に当たっては、人件費の根拠について示すとともに、諸税及び負担金に係る料率については、以下の統一した率を用いること。

(社会保険料等)

・健康保険料	50/1,000
・介護保険料 (必要な場合のみ)	7.90/1,000
・子ども・子育て拠出金	2.0/1,000
・厚生年金保険料	91.50/1,000
・雇用保険料	7/1,000
・労災保険料	3/1,000
・石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金	0.02/1,000

b 専門家等の謝金、旅費

c 事業実施のために必要な①機器や物品等のリース経費②原材料、各種事務用品等の調達経費③印刷物等の経費④会議開催経費⑤通信運搬費、送金手数料、収入印紙代等の経費⑥その他必要と認められる経費

(3) 委託費で措置しない経費

実践事業は、地域の取組に伴って生じる課題を解決するため、地域における人材確保・人材育成・雇用創出に係る事業を支援することを目的としている。

したがって、以下のような経費については、委託費による措置の対象とならない。

また、委託契約書第13条及び11(8)に定める関係書類が整備・保存されていない場合は、委託費による措置の対象とはならないので留意すること。

なお、4(2)に基づき事業の一部を再委託する場合においても、以下のア～サのような経費については、委託費による措置の対象とはならず、また、委託契約書等に定め

る関係書類が整備・保存されていない場合は委託費による措置の対象とはならないので留意すること。

ア 地域重点分野との関連が認められない事業に係る経費

イ 市町村等による独自の取組に係る経費

例：企業誘致活動等といった市町村や経済団体による独自の取組と位置付けられる経費は認められない。

ウ 都道府県、市町村、経済団体により従来から行われている人材確保・人材育成の取組の単純な振替に当たる経費

エ 市町村等による独自の取組との関連が認められない人材確保・人材育成の事業に係る経費（事業構想提案書5-3-2（1）別紙9関連）

例：地域において創業支援策が講じられていないにも関わらず、実践事業で創業者の人材育成を重点的に行うこと等が該当

オ 国、都道府県等により別途、補助金、委託費等が支給されている経費

カ 国、都道府県等の雇用支援関連機関が実施する事業と、対象者や内容が基本的に重複する事業

例：障害者就職支援の取組、若年者就職相談窓口の設置などが該当

キ アウトプット・アウトカム目標が適切に設定されていない事業に係る経費

例：地域内の人口等や産業・経済の動向から見て過大な目標が設定されている場合や、事業実施期間全体での目標と比較して初年度又は2年度目の目標が合理的な理由なしに極端に低く設定されている場合、地域内での創業実績に比較して過大な創業目標が設定されている場合、若しくは、選抜された事業構想において実施が予定されていないセミナー等を国による承認を経ずに追加するなどして事業を実施した場合などが該当

ク 求職者の就職・創業等に直接効果が認められない事業に係る経費

例：一般的な意識啓発セミナーなどが該当

ケ セミナー受講者への日当

コ 事業に要したことが確認できない経費、単価や数量に妥当性を欠く経費

サ その他、実践事業の実施に直接関わらない以下のような経費

（ア）協議会の運営に係る経費（5（3）アの事業推進員以外の事務局職員の人件費、事務室の借料、共益費等）

（イ）冷蔵庫、掃除機等事業の実施に必要なとは認められない備品の購入費

（ウ）施設等の設置又は改修に必要な費用

（エ）土地、建物等を取得するための費用

（オ）その他適切と認められない費用

（4）実践事業の経費積算に係る留意事項

ア 経費の根拠

10万円を超える高額な経費については、原則として全てその根拠を示すこと。
なお、根拠としては、以下のようなものが想定される。

(ア) 業者による見積もり

(経費を算出する際には、複数者から見積もりをとり妥当な価格とすること)

(イ) 業者等の料金表（カタログ、運賃等）

(ウ) 同様の事業を行った際の実績（過去の同様のセミナー講師の謝金等）

(エ) 自治体又は経済団体による経費に係る規程

イ 自動車のリース

原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関の利用では円滑な事業運営ができないと認められる場合にのみ、利用を認めるものとする。

また、利用が認められる場合であっても、利用に当たっては必要最低限の車種及び台数での利用として、経費を積算すること。

ウ パソコン・OA機器・電話機・デジカメ等

パソコン・OA機器・電話機・デジカメ等については、原則として、ソフトウェアも含めて、「リース」による利用することとし、特段の理由がない限り購入は認めない。

エ 講師謝金の単価

講師等については、謝金による対応を原則とする。セミナー内容に見合った講師謝金の単価を計上すること。講師謝金が高額なものについては、どのような講師を依頼しようとしているか、カリキュラムを実施する上で必要なものかといった細部について確認を行うことがあるので、留意すること。

オ 地域外への研修

地域外への研修については、効率的な経費の支弁という観点から、単なる視察レベルのものは対象外とし、受講者の具体的な知識・技術・ノウハウの修得を目的にしたもののみを対象とする。

また、受講者についても、地域内の全ての人材が対象となるのではなく、地域における中核的な人材であって、研修受講後には地域の指導者としての役割を果たす者を対象とし、その人数も1つの分野ごとに必要最小限（2～3名程度）とすること。なお、海外は対象外となるので留意すること。

カ 再委託における一般管理費等

個別事業において再委託を予定している場合には、再委託に係る経費について、具体的な経費の内訳が分かるように記載すること。また、再委託業者による見積も

りの中で、具体的な経費の積上げではなく、直接人件費や直接経費に定率を乗じたものを「一般管理費」等といった項目で積み上げている場合があるが、これらの方法による経費の計上は認められないので、一般管理費として支弁する「具体的な経費」を積み上げた形で計上するよう再委託業者に依頼すること。

(セミナーを実施する場合の経費内訳の例)

講師謝金〇円、教材費〇円、会場使用料〇円 等

キ 消費税

消費税は、全ての経費に一括して課税した額を計上すること。

(消費税=契約金額(管理費+事業費の計)×0.08)

7 事業実施期間

実践事業の実施期間は1地域当たり3年度間を上限とし、事業構想において示された期間とする。

なお、平成29年度第2次募集地域の事業開始日は平成29年12月1日(金)とする。

また、事業の実施に当たっては、10「事業評価」に基づき、年度ごとに中間評価を行い、事業構想提案書において示された目標を達成する可能性が低いと判断せざるを得ない場合には、実施期間内であっても事業を中止することがあるので留意すること。

8 企画書の選定

国は、提案された企画書の中から雇用創造効果や波及的に雇用機会を創出する見込みの高いものを選定するために、「実践型地域雇用創造事業企画書評価委員会」(以下「企画書評価委員会」という。)を設置し、各企画書について評価することとする。

なお、選定された企画書に対して、必要に応じて企画書評価委員会及び有識者等から構成される「実践型地域雇用創造事業の評価に係る第三者委員会」(以下「第三者委員会」という。)から事業内容の一部変更や事業実施に係る条件が付されることがある。

9 事業の委託

(1) 委託契約の締結

選定された企画書については、原則として、創造計画の厚生労働大臣の同意後速やかに協議会と国(労働局)が、実践型地域雇用創造事業委託要綱に基づき委託契約を締結する。

この場合において、委託契約は事業構想提案書に示された全期間(最大3年度間)にわたるものとする。

なお、委託契約の締結に当たって、労働局は、あらかじめ委託事業の内容、委託事業の実施に要する経費その他必要な事項を厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課地域雇用対策室に協議するものとする。

また、委託事業の内容の変更又は委託契約の取消しを行う場合にも、あらかじめ厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課地域雇用対策室に協議するものとする。

(2) 委託費の支払い

委託費の支払いは、原則、年度終了後の精算払いとなる。しかしながら、契約締結後、所定の手続を踏んだ上で財務省の承認が得られた場合には、毎月概算払いすることができる。

ただし、手続等の関係により事業開始当初及び毎年度当初に概算払いはできないので、その点につき予め了知すること。

(3) 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 の規定に準じた手続の実施

委託契約を締結した協議会は、委託事業の実施に必要な売買、賃借、請負その他の契約（以下「売買契約等」という。）を締結する場合に、会計法第 29 条の 3 の規定に準じた手続を行う必要がある。

具体的には、売買契約等を締結する場合に、原則として会計法第 29 条の 3 第 1 項に規定する競争に準じた手続を行う必要があり、同条第 4 項又は第 5 項に規定する随意契約に準じた手続を行う場合には、実施理由と相手方の選定理由を明確にし、できる限り 2 人以上の者から見積書を徴する必要がある。

(4) 知的財産権の帰属等

事業の実施により得られた特許権等の知的財産権は、次のア～エの全ての要件を満たすことを条件に、協議会に帰属させることができる。

ア 知的財産権に関して出願・申請の手続を行う場合、国（労働局）に報告すること。

イ 国が公共の利益のために要請する場合、国に対し当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。

ウ 正当な理由なく取得した知的財産権を相当期間活用していない場合、国の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。

エ 協議会が解散等した場合、当該知的財産権を事業の目的に従い希望する地域の関係者（協議会の構成員である市町村等）に譲渡するなど、公正かつ公平な取扱いを行うこと。

また、協議会は、取得した知的財産権を公募により希望する地域内の企業等に公正かつ公平に実施許諾を行うなど、事業目的に従い地域の雇用機会の拡大のために有効に活用すること。

10 事業評価

(1) 中間評価

協議会は、年度ごとに、事業の実施状況、雇用創造効果の目標の達成状況、実践メニューの計画進捗状況等事業の実績及びそれに対する評価を盛り込んだ中間評価報告書を国に提出することになる。

なお、中間評価報告書の様式及び提出期限等については、別途通知する。

(2) 中間評価に基づく事業継続の可否

ア 事業継続の可否に係る判断方法

事業の実施期間は最大3年度間であるが、年度ごとに中間評価報告書の内容について、第三者委員会に諮った上で、翌年度以降の事業の継続の可否を決定するものとする。

また、事業を継続する場合であっても、効率的・効果的な事業実施の観点から、必要に応じ、当初の事業構想提案書にある事業内容の一部を変更することや、事業実施に係る条件を付すこと等の措置を講ずることがある。

なお、事業継続の可否は、原則として6月末時点までの実績（該当年度（前年度）中に事業を利用した地域求職者の翌年度6月末時点までの就職・創業の状況及び実践メニューの計画進捗状況）並びにそれに対する評価について第三者委員会に諮り、「イ 委託契約取消しの要件等」に基づき判断するものとする。

イ 委託契約取消しの要件等

委託事業の取消しの要件は、以下の（ア）～（ウ）、（キ）及び（ク）のとおりとし、いずれかに該当する場合は、原則として委託契約を取り消すこととする。また、実践メニューの中止要件は以下の（エ）～（カ）とし、いずれかに該当する場合は、原則として実践メニューを中止することとする。

なお、全国的に雇用失業情勢が厳しい間、具体的には一般又は常用の有効求人倍率の全国平均が0.67倍以下となる年度（当該年度の4月を基準とする。）については、取消し要件中の指標9割を8割に、8割を7割にそれぞれ緩和するものとする。

(ア) 各年度の事業全体のアウトカム目標の5割を達成できない場合

(イ) 各年度の事業全体のアウトカム目標の9割（8割）を達成できず、かつ、個別事業の全てについて、アウトカム目標の9割（8割）又はアウトプット目標の8割（7割）のいずれも達成できない場合

（なお、各年度の事業全体のアウトカム目標の9割（8割）を達成できず、かつ、個別事業においてアウトカム目標の9割（8割）、アウトプット目標の8割（7割）が達成できなかった個別事業は、廃止を含めた見直しを行う。）

(ウ) 初年度、2年度目と2年度連続で、各年度の事業全体のアウトカム目標の9割

(8割)を達成できない場合

(なお、初年度の実績が(ウ)の基準に達しない協議会における2年度目に関しては、2年度目の3月末時点までの実績が事業全体のアウトカム目標の6割に満たない場合は8割に達するまでの間3年度目の事業開始を原則として一旦停止、また6月末時点で8割に達しない場合はその時点で3年度目の委託契約を原則として取り消すこととする。

さらに、(ア)～(ウ)に該当しない場合であっても、人材育成メニューにおいて、個別事業のアウトカム実績がゼロの場合は、廃止も含めた見直しを行うこととする。また、人材育成メニューにおいて個別事業のアウトカム実績が2年連続でゼロの場合は、原則廃止することとする。)

(エ) 実践メニューの計画進捗状況が5割を達成できない状況であり、地域事情等を考慮しても継続不可と第三者委員会により判断された場合

(オ) 中間評価報告書等により5(3)イの要件を満たさないことが判明した場合

(カ) 協議会又は再委託事業者が実践支援員を解雇(実践支援員の責めに帰すべき理由による場合を除く。)した場合

(キ) 不正経理、計画外事業の実施等が判明した場合

(ク) その他、第三者委員会等で中止と判断された場合

(3) 事業実施結果の報告

協議会は、各年度の事業が終了した時は、翌年度の4月10日までに委託契約書第18条及び第19条に基づいて、事業の実施結果及び精算報告を提出することになる。

(4) 委託期間終了時の総括報告

協議会は、委託期間終了時に、最大3年度間の事業実施による雇用創造効果・波及効果、事業終了後の地域独自の雇用創造に向けた取組等及びこれらに対する評価を盛り込んだ総括報告書を、別途定める様式により国に提出するものとする。

また、事業終了後の継続状況等についても必要に応じて適宜報告を求める場合があるので留意すること。

なお、国は各地域における事業終了時の事業実績を公表することがある。

11 本事業に関する留意事項等

(1) 実践事業実施地域等による本事業への提案に係る留意事項

実践事業を終了した地域及び実施中の地域が、新たに実践事業の事業構想を提案することは可能であるが、過去3年以内(※4)に実施した実践事業において協議会自ら事業を廃止した場合又は10(2)イにより委託契約を取り消した場合は、特段の事情がない限り、再応募することはできないので留意すること。

実践事業を終了した地域及び実施中の地域が事業構想を提出する際には、様式第3

号「新旧対照表」を参考に、過去3年以内に実施した実践事業との変更点（事業タイトル、地域重点分野、事業規模、セミナー等概要、実践メニューにおける成果物等）を記載すること。

※4 今般提案の事業構想の事業開始予定日から起算して過去3年以内

(2) 協議会の会計事務に関する留意事項

協議会は委託事業を実施するに当たって、以下の点等に留意し、会計事務における牽制体制を確保すること。協議会の会計事務に係る規程は、様式第5号「会計事務取扱規程」を参考に作成すること。

ア 会計事務担当者1人に会計事務を任せるのではなく、会計事務担当者を管理、監督する者をおき、協議会内における牽制体制をしっかりと確保すること。

(管理、監督する立場の者は可能な限り、会計事務担当者と別の部署の者とする
ことが望ましい。)

イ 会計事務担当者を管理、監督する者が地理的に協議会の設置場所から離れた場所に常駐している場合においても、常に協議会内における牽制体制を確保するよう工夫すること。

(会計事務担当者と管理、監督する者の常駐先が同一であることが望ましい。)

ウ 現金出納簿、科目整理簿、物品管理簿等の帳簿及び一切の証拠書類を整備・保管すること。

エ 協議会内部において、定期的に帳簿、支払決議書等の内部監査を実施すること。

オ 支払伝票の作成、帳簿等の管理、口座管理、支払決済等を可能な限り複数の者で分担して実施すること。

カ 協議会の総会において、適任者を会計監事として選出し、財産及び会計並びに業務執行の状況を監査するとともに、その監査結果について総会に報告を行うこと。

キ 事業の一部を再委託により実施している場合、協議会は、再委託事業者の事業の実施状況・経理状況等を随時把握し、適切に管理すること。

(3) 協議会の事業実施に関する留意事項

ア 個別事業の利用対象者の範囲の設定や募集について

協議会は、個別事業の利用者の範囲の設定や募集に当たっては、本仕様書及び実施要領の規定に基づき、利用する対象者を明確にする必要がある（雇用拡大メニューであれば「事業主を対象」、人材育成メニュー・就職促進メニューであれば「原則として地域求職者を対象」等）。

イ アウトプット実績及びアウトカム実績の把握、計上について

(ア) 協議会は、アウトプット実績及びアウトカム実績の把握、計上に当たり、セミナー等個別事業の受講申込書（様式第6号、第7号）、利用者アンケート調査票（様式第8号、第9号）等に基づき、アウトプット・アウトカム名簿（様式第10

号、第11号)を整備し保管すること。

(イ) アウトプットについて、協議会は、アウトプット・アウトカム名簿のほか、実績の計上根拠となる「セミナー等個別事業の受講申込書」、「利用者アンケート調査票」等に基づいて、適切に実績を把握して計上すること。把握に当たっては、それぞれの様式例を参考にすること。

また、アウトカムについて、協議会は、アウトプット・アウトカム名簿のほか、実績の計上根拠となる個別事業の就業者・創業者に係る、①利用した個別事業メニュー等の名称、②実施期間、③受講者の氏名、④年齢、⑤居住地、⑥セミナー受講時の求職状況等の属性、⑦就職日・創業日、⑧就職・創業した事業所名、⑨事業所所在地、⑩業種等について、利用者アンケート調査票等により実際に確認した調査結果等に基づいて、適切に実績を把握して計上すること。

特に、アウトプット実績及びアウトカム実績の計上に当たり、協議会は、別紙「アウトプット・アウトカム実績の計上に当たっての留意事項」に照らし、アウトプット・アウトカム実績に計上できるかどうか複数名で受講申込書、利用者アンケート調査票、アウトプット・アウトカム名簿等の関係資料を十分に確認の上、中間評価報告書等において適切な実績を報告すること。

アウトプット・アウトカム実績に計上できるかどうか判断できないもの(利用者の求職の意思が確認できない、地域求職者が確認できない、就職日が明確でないなどのためセミナー受講後の就職かどうかを確認できない、就職先事業所等の所在地が明確でないなどのため地域内の就職かどうかを確認できないなどの場合)は、アウトプット・アウトカム実績には計上できないので留意すること。

ウ ア及びイについて、協議会は、セミナー等個別事業を民間団体等に再委託して実施している場合も同様に留意すること。

(4) 労働局の事業実施に関する留意事項

ア 個別事業の利用対象者の範囲の設定、募集に当たり、協議会は、11(3)アのとおり、セミナー等の個別事業の利用対象者については、実施要領、本仕様書等の規定に基づき明確にする必要があること、特に人材育成メニュー、就職促進メニューについては、利用対象者は原則として地域求職者とするものとされていることから、労働局は、11(5)に示す監査のほか、事業の実施状況を確認する際は、協議会による個別事業の利用対象者の設定、募集が適切に行われているかなどについて十分留意した上で確認を行う。

イ アウトプット実績及びアウトカム実績の把握、計上に当たり、協議会は、11(3)イのとおり、実績の計上根拠となる関係資料等に基づいて適切に把握し、計上できるかどうか判断できない場合は計上しないこととされていることから、労働局は、11(5)に示す監査のほか、事業の実施状況を確認する際は、協議会によるアウトプット実績及びアウトカム実績の把握、計上が適切に行われ、中間評価報告書等に

反映されているかなどについて十分に留意した上で確認を行う。特に、中間評価報告書におけるアウトプット実績及びアウトカム実績は、10に示すとおり、国が翌年度以降の事業継続の可否を判断する上での重要な要素であることを踏まえ、適切に確認作業を行う。

ウ ア及びイについて、労働局は、協議会がセミナー等個別事業を民間団体等に再委託して実施している場合についても同様に留意して確認作業を行う。

(5) 労働局による監査等

労働局は、委託事業の適正な執行を確保するため、委託事業の実施状況及び委託費の精算・確定等の経理の状況について、毎年度事業終了後等に、実地に監査を実施する。また、必要に応じて適宜、監査を行う。

監査に当たっては、以下に示す観点のほか、11(4)、「実践型地域雇用創造事業委託マニュアル(平成28年6月改訂版)」、「別紙 アウトプット・アウトカム実績の計上に当たっての留意事項」等の観点に基づき実施することとする。また、実施した監査ごとに、労働局において、監査結果(監査日時、担当者氏名、確認項目、確認結果(改善が必要な事態)、改善が必要な事態の改善の状況等)を記録し、事後のフォローアップに活用することとする。

なお、実践事業の適正を期するため、実践事業の実施において不適切な事案を把握した時は、当該事実及び関係情報について当該協議会以外の協議会に提供することができるものとする。

- ・委託契約書、事業構想提案書に基づき適切な事業運営がなされているか
- ・事業の趣旨、目的に沿った事業運営がなされているか
- ・個別事業の利用対象者の範囲の設定や募集は、事業の一部を再委託している場合も含め11(3)アのとおり適切に実施されているか
- ・アウトプット・アウトカム実績の把握及び計上は、事業の一部を再委託している場合も含め11(3)イのとおり適正に実施されているか。(アウトプット及びアウトカムの定義は、別紙「アウトプット・アウトカム実績の計上に当たっての留意事項」参照)
- ・人材育成メニュー及び就職促進メニューの利用対象者は、原則として地域求職者となっているか
- ・事業の対象経費は、事業の一部を再委託している場合も含め事業に要した実際の支出額に基づいて計上されているか
- ・事業に要した実際の支出額については、事業の一部を再委託している場合も含め見積書、契約書、請求書、領収書、納品書等の関係書類に基づき確認できるか。また、当該関係書類は適切に保存されているか
- ・事業の対象経費は、事業の一部を再委託している場合も含め事業の実施のために真に必要な経費となっているか、事業実施期間中に発生した支払いか など

(6) 有識者による支援等

平成 25 年度より、有識者による地域雇用開発支援ワーキングチーム（以下「WT」という。）を設置し、国（厚生労働省）や事業実施地域、事業検討地域及び事業終了地域からの要請等に基づきWTを派遣し、必要なアドバイス、支援等を行っている。WTの派遣要請を希望する場合は、労働局へ問い合わせること。

(7) 事業の中止

事業が次のいずれかの要件に該当することとなった場合には、原則として事業を中止するものとする。

ア 事業の実施又は事業の目的を達成することが困難と認められる場合

イ 協議会が法令等に違反した場合又は不正行為により国の行政機関又は地方公共団体による不利益処分等を受けた場合

ウ 事業の実施に関し不正な行為を行った場合

エ その他適切と認められない場合

(8) 文書の保存等

協議会は事業が終了した日の属する年度の終了後 5 年間又は、現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間、事業構想提案書、実績報告書、会計帳簿、振込書・領収書、決議書、預金通帳などの各種会計書類（事業の一部を再委託している場合の再委託先の会計書類も含む。）等の事業の実施に係る文書を保存するものとする。

なお、協議会が解散する場合は、協議会が有していた事業構想提案書、実績報告書や各種会計書類等の文書及び当該事業の実施に係る責任及び補償に関する事項について、協議会の構成員となっている市町村又は都道府県が引き継ぐものとする。複数の市町村又は都道府県が構成員となっている場合、あらかじめ担当を定めておく必要があるため、留意すること。

別紙	アウトプット・アウトカム実績の計上に当たっての留意事項
様式第1号	事業構想提案書
様式第2号	地域雇用創造計画必要経費概算、年度別契約額と割合確認
様式第3号	新旧対照表
様式第4号	協議会規約
様式第5号	会計事務取扱規程
様式第6号	【雇用拡大メニュー】受講申込書 様式例
様式第7号	【人材育成・就職促進メニュー】受講申込書 様式例
様式第8号	【雇用拡大メニュー】利用者アンケート調査票 様式例
様式第9号	【人材育成・就職促進メニュー】利用者アンケート調査票 様式例
様式第10号	【雇用拡大メニュー】アウトプット・アウトカム名簿 様式例
様式第11号	【人材育成・就職促進メニュー】アウトプット・アウトカム名簿 様式例

アウトプット・アウトカム実績の計上に当たっての留意事項

事業利用者のうち アウトプット実績に計上できるもの			アウトカム実績に計上できるもの	
1. 雇用拡大メニュー(成果物公開セミナー含む)				
(1)	セミナー等を受講した地域内に所在する事業所数	→	①	セミナー等の受講後、セミナー等の効果により雇用した人数
(2)	セミナー等を受講した地域外に所在し、地域内での、事業拡大、新規事業の立ち上げ・展開(地域内での事業所・営業所の新設・新部門立上げ)等を希望している事業所数	→	②	セミナー等の受講後、セミナー等の効果により地域内に新設等された事業所(営業所、新部門等)において雇用した人数 (※結果的に地域外で雇用した場合は計上不可)
(3)	セミナー等を受講した地域内在住の創業希望者数	→	①	セミナー等の受講後、セミナー等の効果により地域内又は地域外で創業した者の人数
			②	セミナー等の受講後、セミナー等の効果により地域内で創業し、創業により雇用した人数
(4)	セミナー等を受講した地域外在住の地域内での創業希望者数	→	①	セミナー等の受講後、セミナー等の効果により地域内で創業した者の人数 (※結果的に地域外で創業した場合は計上不可)
			②	セミナー等の受講後、セミナー等の効果により地域内で創業し、創業により雇用した人数 (※結果的に地域外で創業した場合は計上不可)
2. 人材育成メニュー・就職促進メニュー(情報提供事業除く)				
(1)	セミナー等を受講した地域内在住の就職又は転職希望者数	→	①	アウトプット実績に計上できた者のうち、セミナー等の受講後に地域内又は地域外に就職又は転職した人数
(2)	セミナー等を受講した地域外居住の地域内への就職又は転職希望者数	→	①	アウトプット実績に計上できた者のうち、セミナー等の受講後に、地域内に就職又は転職した人数 (※結果的に地域外に就職した場合は計上不可。)
(3)	セミナー等を受講した地域内在住の創業希望者数	→	①	アウトプット実績に計上できた者のうち、セミナー等の受講後、セミナー等の効果により地域内又は地域外で創業した者の人数
			②	セミナー等の受講後、セミナー等の効果により地域内で創業し、創業により雇用した人数
(4)	セミナー等を受講した地域外在住の地域内での創業希望者数	→	①	アウトプット実績に計上できた者のうち、セミナー等の受講後、セミナー等の効果により地域内で創業した者の人数 (※結果的に地域外で創業した場合は計上不可)
			②	セミナー等の受講後、セミナー等の効果により地域内で創業し、創業により雇用した人数 (※結果的に地域外で創業した場合は計上不可)
3. 雇用創出実践メニュー				
	-			協議会で雇い入れた実践支援員のうち対象労働者の人数
	-			対象労働者が退職の上、創業(就職)した人数

アウトプット実績に計上できないもの等

- 同一の事業所から複数者の参加があった場合の重複計上(事業所としてのアウトプットの計上は「社」単位になるため、複数名が参加した場合でも「1」となる)。
- 学生、新規卒卒者(中学校、高等学校(専門高等学校含)の新規卒業者は卒業3ヶ月間まで、大学、短期大学等の新規卒業者は卒業月の月末まで、それぞれ計上することができない)
- 行政機関、事業推進員、実践支援員
- 利用者の求職・創業の意思が確認できない場合、利用者が地域求職者が確認できない場合、利用者がスキルアップ目的の在職者の場合

アウトカム実績に計上できないもの等

- 事業の利用と明らかに関連がない雇用・創業(例:定期採用等)
- 事業を利用する前から雇用されている在職者(試用期間中の者を含む)
- 事業を利用する前から内定を受けている者
(事業を利用する前に採用面接を受け、結果待ちであった者が、事業利用後に採用が内定した場合を含む)
- 就職日が明確でないなどのためセミナー受講後に就職しているかどうかを確認できない、就職先事業所等の所在地が明確でないなどのため地域内に就職しているかどうかを確認できない等の場合
- 雇用拡大、人材育成、就職促進の複数のセミナーを受講した者は、各メニューごとの重複計上不可(※アウトプットについては各セミナーごとに計上が可能)。

※アウトプット実績に計上できない者であっても、定員の空きがある場合は、事業利用可能。
ただし、人材育成メニュー、就職促進メニューの受講者は原則、地域求職者である必要がある。